

資料 1

第6次総合計画『つながり つどう 縁結ぶまち 南陽』 後期基本計画(令和8年度～令和12年度)の策定方針

総合計画の概要

総合計画の構成

(1)将来都市像『つながり つどう 縁結ぶまち 南陽』

(2)基本計画体系(令和3年度～令和12年度)



7つの基本目標、32の基本施策

後期基本計画の策定

令和3年3月に策定した第6次南陽市総合計画の基本構想及び前期基本計画(令和3年～7年度)における施策を評価し、持続的に発展していくことができるまちづくりを進めるために、後期基本計画を策定することを目的とする。

また、本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村計画(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)としての性格も有するものとする。

1. 策定手法

(1)南陽市振興審議会

南陽市振興審議会条例(昭和42年条例第10号)に基づく。委員18名による審議機関。3～4回程度開催。市長の諮問により、後期基本計画の策定を審議し、答申する。

(2)庁内体制

南陽市総合計画策定に関する規程(昭和47年訓令第7号)に基づく、南陽市総合計画策定会議(課長級)※1及び策定主幹会議(補佐級)※2を設置し、策定事務の円滑な推進を図る。

※1 南陽市総合計画策定会議 原案の調整を行う

※2 策定主幹会議 分野別会議等のなかから原案の立案を行う 各課補佐1名を推薦

(3)市民意向調査及び中高生意識調査

前回調査(令和元年6月)とほぼ同様の調査項目により市民意向調査(18歳以上の市民2,000人を無作為抽出により調査)及び中高生意識調査(市内中学生及び南陽高校生)を実施し、南陽市の現状と変化を把握するとともに、後期基本計画策定の基礎資料とする。

2. 策定スケジュール

令和7年5月27日:第1回振興審議会(後期基本計画諮問、年間スケジュール等)

令和7年6月:市民意向調査、中高生意識調査

令和7年7月:第2回振興審議会(市民意向調査、中高生意識調査結果・分析等)

令和7年10月:第3回振興審議会(後期基本計画中間案)

令和8年2月:第4回振興審議会(後期基本計画案)

令和8年3月:後期基本計画に係るパブリックコメント → 策定完了